

# よっかいち諧朋苑 居宅介護支援サービス 重要事項説明書

＜平成28年 4月 1日 現在＞

## 1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話番号 059-338-3005 [ 8:30~17:30 ]

担 当 小川 高史

※ご不明な点は何でもおたずねください。

## 2. 社会福祉法人 宏育会 よっかいち諧朋苑 居宅介護支援サービスの概要

### (1) 提供できるサービスの種類と地域

|             |  |
|-------------|--|
| 事業者名        | よっかいち諧朋苑 居宅介護支援サービス<br>(居宅介護支援事業)                |
| 所在地         | 三重県四日市市西大鐘町字山添1580番地                             |
| 管理者         | 村中 正敏  |
| 介護保険指定番号    | 居宅介護支援<br>(三重県指定：2470200102号)                    |
| サービスを提供する地域 | 通常の対象地域は四日市市の次の小学校区とします。<br>下野地区、八郷地区、八郷西地区、保々地区 |

※上記地域以外の方でも、ご希望の方はご相談ください。

### (2) 同事業所の職員体制

|           |    |
|-----------|----|
| 管 理 者     | 1名 |
| 主任介護支援専門員 | 1名 |
| 介護支援専門員   | 4名 |
| 事務職員      | 4名 |

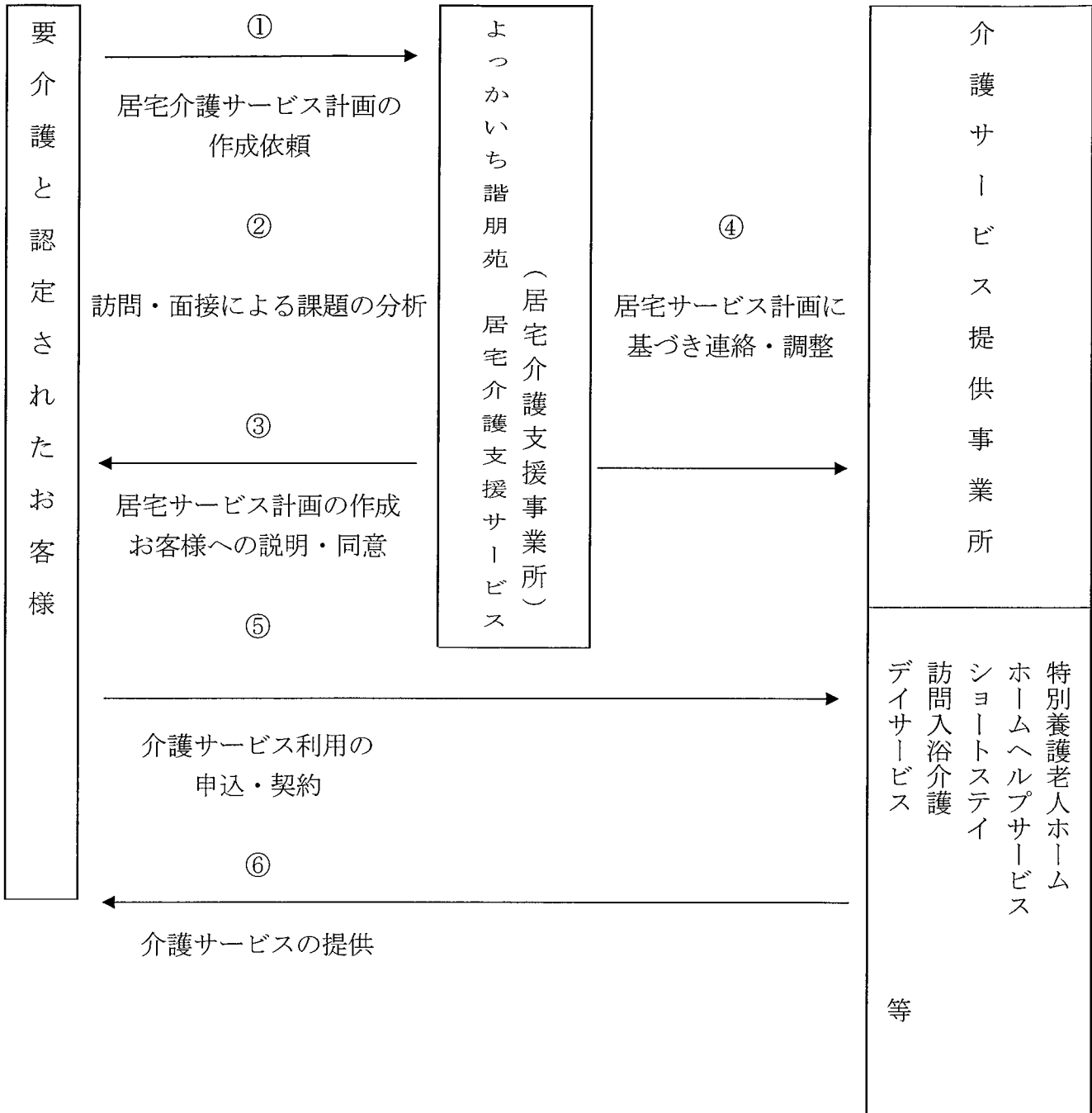
＜介護支援専門員の氏名および登録証明書番号＞

- ・小川 高史 NO.24050100
- ・森木 準一 NO.24100354
- ・堀池 良子 NO.24110060
- ・嶋田 博美 NO.24130170
- ・辻 英樹 NO.24140236

(3) 営業日時

|      |              |
|------|--------------|
| 営業日  | 年中無休         |
| 営業時間 | 8時30分～17時30分 |

3. 居宅介護支援の申込みからサービス提供までの流れと主な内容



4. 利用料等

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、原則として介護保険から全額給付されます

ので、自己負担はありません。ただし、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合は、1か月につき下記の金額（1単位＝10.42円）をいただき、当事業者から居宅介護支援サービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日、お客様が居住地の市町村（四日市市在住の方は四日市市となります）の窓口へ提出しますと、全額払い戻しを受けることができます。

ア 居宅介護支援費（基本額）

|          |             |
|----------|-------------|
| 要介護度 1・2 | 1, 0 4 2 単位 |
| 要介護度 3～5 | 1, 3 5 3 単位 |

イ 初回加算 300 単位  
新規に居宅サービス計画を作成するとき、加算されます。

ウ 医療連携加算 入院時情報連携加算（Ⅰ） 200 単位  
入院時情報連携加算（Ⅱ） 100 単位

利用している方が、病院又は診療所に入院するに当たって、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報を提供したとき、加算されます。

エ 退院・退所時加算 300 単位  
※入院等期間中は3回まで算定

利用頂いていた方が、病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設、または介護保険施設を退院・退所に当たって、介護支援専門員がそれらの施設の職員と面談し、必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成したとき、加算されます。

オ 緊急時等居宅カンファレンス加算（2回限度） 200 単位／回  
病院又は診療所の求めにより、居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じてサービス等の利用調整を行った場合

カ 複合型サービス事業所連携加算 300 単位

キ 特定事業所加算（Ⅱ） 400 単位／月

(2) 交通費

交通費は無料です。

(3) 解約料

契約書第13条第1項により月の途中で契約を終了した場合は、下記の料金をいただきます。

|          |            |
|----------|------------|
| 要介護度 1・2 | 5, 0 0 0 円 |
| 要介護度 3～5 | 6, 5 0 0 円 |

#### (4) 支払い方法

利用料が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、25日までにお支払いください。支払い時に、領収証を発行します。

### 5. 居宅介護支援サービスの利用方法

#### (1) 居宅介護支援サービスの利用開始

当事業所職員がお伺いいたします。居宅介護支援契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

#### (2) 居宅介護支援サービスの終了

##### ① お客様のご都合でサービスを終了する場合

7日前に文書でお申し出くださればいつでも解約できます。

##### ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了の30日前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

##### ③ 自動終了

以下の場合には双方の通知がなくても、契約は自動終了します。

- ・ お客様が、介護保険施設に入所した場合
- ・ お客様の要介護認定区分が、自立および要支援と認定された場合
- ・ お客様がお亡くなりになった場合

##### ④ その他

- ・ 当事業所が正当な理由なく居宅介護支援サービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合、お客様・ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が指定を取り消された場合には、お客様は文書で解約を通知することによって即座に契約を終了することができます。
- ・ お客様が、利用料等の支払いを2か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に滞納金全額を支払わない場合、お客様やご家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、契約を終了させていただく場合がございます。

### 6. 利用料等の変更

(1) 法律の改定等により、利用料等に変更が生じる場合がございます。そ

の場合、お客様に対して、30日前までに文書で通知いたします。

- (2) お客様が利用料等の変更を承諾する場合、「変更契約書」を作成し、お互いに取り交わします。
- (3) お客様が、利用料等の変更を承諾しない場合、当事業所に対し、文書でお申し出くだされば、この契約を解約することができます。

## 7. 当事業所の居宅介護支援サービスの特徴等

### (1) 運営の方針

- ① 当事業所はお客様が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるように配慮して行います。
- ② 当事業所は、お客様の心身の状況その置かれている環境等に応じ、お客様の選択に基づき、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供される様配慮して行います。
- ③ 当事業所は指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思および人格を尊重し、常にお客様の立場に立って、提供される指定居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。

### (2) 居宅介護支援サービスの実施概要等

- ① 居宅サービス計画ガイドライン方式による居宅サービス計画を行います。
- ② 要介護認定調査に関する資料と主治医意見書等すでに収集した情報と、お客様との面接によって収集した情報をもとに、解決すべき課題を的確に分析します。
- ③ 分析して抽出した課題に対する目標設定を明確にします。
- ④ お客様の要望を十分に加味したサービス利用を中心とした居宅サービス計画を作成します。(作成した居宅サービス計画は、お客様に交付します。)
- ⑤ 居宅サービス計画の実施状況の把握(以下「モニタリング」といいます。)を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、居宅サービス事業者等業者等との連絡調整をします。
- ⑥ モニタリングに当たっては、お客様およびその家族、居宅サービス事業者等との連絡を継続的行います。(少なくとも1月に1回、お客様宅に訪問し、お客様に面接します。)

### (3) サービス利用のために

| 事 項            | 備 考                   |
|----------------|-----------------------|
| 介護支援専門員の変更     | 変更を希望される方はお申し出ください。   |
| 調査（課題把握）の方法    | 居宅サービス計画ガイドラインによります。  |
| 介護支援専門員への研修の実施 | 研修計画に基づいて実施しています。     |
| サービスマニュアル      | 作成し、事務所に備えています。（閲覧可能） |

## 8. 秘密保持および個人情報の提供

事業者は、お客様に居宅介護支援サービスを提供する上で知り得たお客様およびご家族に関する秘密および個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。また、介護支援専門員が従業者でなくなった後も同様です。この守秘義務は契約終了後も同様です。ただし、お客様の居宅サービス計画に沿ってお客様主体のサービスを提供するために開催されるサービス担当者会議および行政関係機関、他の介護保険サービス事業者、その他保健医療サービス事業者等との連絡調整において、必要最小限の範囲内でお客様やご家族の個人情報を用いることができます。

## 9. 緊急時の対応方法

事業者は、居宅介護支援専門員が面接等お客様と接しているときに、お客様の病状の急変等が生じた場合、その他必要な場合は、まずご家族に連絡し、ご家族と共同して主治医に連絡を取る等必要な措置を講じます。

## 10. 事故発生時の対応方法

- (1) お客様に対する当事業所の居宅介護支援サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、お客様の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- (2) お客様に対する当事業所の居宅介護支援サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。ただし、当事業所に故意・過失が認められない場合は、この限りではありません。なお、次の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。
  - ① お客様が、契約締結時にその心身の状況および病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことが唯一の原因と判断される状況で損害が発生した場合
  - ② お客様の急激な体調の変化や不慮の事故等、事業者の実施した居宅介

護支援サービスによらない事由が唯一の原因と判断される状況で損害が発生した場合

③ お客様が、事業者もしくは介護支援専門員の依頼に反して行った行為が唯一の原因と判断される状況で損害が発生した場合

(3) 当事業所は万が一の事故の発生に備えて、「介護保険・社会福祉事業者総合保険」に加入しています。

## 11. サービス内容に関する苦情

(1) 事業所のお客様相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいている各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

|      |  |       |         |
|------|--|-------|---------|
| 担 当  | よっかいち諧朋苑                               | 責 任 者 | 村 中 正 敏 |
|      |  | 副責任者  | 小 川 高 史 |
| 電話番号 | 059-338-3000<br>(受付：月曜日～金曜日8：30～17：30) |       |         |

(2) 当事業所以外に、四日市市、三重県国民健康保険団体連合会に苦情を申し立てることができます。

・ 四日市市介護高齢福祉課 四日市市諏訪町1番5号  
059-354-8170

・ 三重県国民健康保険団体連合会 三重県津市桜橋2丁目96  
059-222-4165

(3) 当事業所では、皆様からの相談・苦情に対し公正に対処するために中立的な立場の第三者委員を設置しております。

### 【第三者委員】

楠 井 嘉 行 楠井法律事務所 弁護士 059-229-1588

早 川 昌 一 社会福祉法人 宏育会 監事 059-365-7569

野 呂 泰 治 社会福祉法人 宏育会 監事 059-337-1330

## 12. 当事業所の概要

名称・法人種別 社会福祉法人 宏育会

代表者役職・氏名 理事長 山川 正和

所在地 三重県四日市市西大鐘町字山添1580番地

電話番号 059-338-3005

定款の目的に定めた事業

(1) 第1種社会福祉事業

(イ) 特別養護老人ホームの経営

(2) 第2種社会福祉事業

(イ) 保育所の経営

(ロ) 地域子育て支援拠点事業の経営

(ハ) 一時預かり事業の経営

(ニ) 老人居宅介護事業の経営

(ホ) 老人デイサービス事業の経営

(ヘ) 老人短期入所事業の経営

(ト) 老人介護支援センターの経営

(チ) 老人居宅介護支援事業の経営

(3) 公益事業

(イ) 診療所の経営(「通所リハビリテーションかがやき」の経営を含む)



【説明確認および同意欄】

平成 年 月 日

◎居宅介護支援サービスの提供開始にあたり、利用者に対して「重要事項説明書」に基づいた説明をしました。

事業者

<事業者名>

社会福祉法人宏育会 よっかいち諧朋苑 居宅介護支援サービス  
(居宅介護支援事業所)

三重県指定：2470200102号

<担当者名>

印

◎私は、「重要事項説明書」に基づいて、事業者から居宅介護支援サービスの説明を受け、同意します。

利用者

<氏名>

印

<住所>

[代理人]

<氏名>

印

<住所>

|             |        |      |  |
|-------------|--------|------|--|
| ご家族様の緊急連絡先* |        |      |  |
| 氏名          | (続柄： ) | 電話番号 |  |
| 住所          |        | 携帯電話 |  |
| 上記以外の緊急連絡先  |        |      |  |
| 主治医         |        |      |  |
| 医師名         |        | 病院名  |  |
| 住所          |        | 電話番号 |  |

\*上記の緊急連絡先は、常時確実に連絡が取れるようにお願いします。

# よっかいち諧朋苑 居宅介護支援サービス契約書

\_\_\_\_\_様（以下「利用者」といいます。）と社会福祉法人宏育会よっかいち諧朋苑 居宅介護支援サービス（以下「事業者」といいます。）は、事業者から提供される居宅介護支援を受け、利用者および代理人がそれに対して利用料等を支払うことについて、次のとおり契約を締結します。

## （居宅介護支援の目的）

第1条 事業者は利用者の委託を受けて、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう「居宅サービス計画」を作成するとともに、その計画に従った適切な介護サービスが提供されるよう、介護サービス提供事業者等との連絡調整その他の便宜を提供することを目的とします。

## （契約期間）

第2条 この契約の契約期間は、平成 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

2 契約満了日の7日前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

## （介護支援専門員）

第3条 事業者は、利用者へのサービスの担当者として介護保険法に定める介護支援専門員を任命し、その選定または交代を行った場合は、利用者とその氏名を文書で通知します。

## （居宅介護支援サービスの内容）

第4条 事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成を支援します。

① 利用者の同意を得た上で、保険者から要介護認定に係る資料の提供を受けるとともに、利用者の居宅訪問等を通して、利用者および家族等からの情報の収集を行い、解決すべき課題を把握します。

② 当該地域における指定居宅サービス事業者等に関する介護サービスの内容や利用料等の情報を利用者およびその家族に対して適正に提供し、利用者介護サービスの選択を求めます。

③ 提供される介護サービスの目標、その達成時期、介護サービスを提供する

上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

- ④ 居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者およびその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。
- ⑤ 居宅サービス計画策定後においても利用者およびその家族、介護サービス提供事業者等との連絡、利用者の継続的な課題や居宅サービス計画の実施状況の把握を行い、居宅サービスの計画の変更等必要な便宜を提供します。
- ⑥ その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

#### (経過観察・再評価)

第5条 事業者は、居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

- ① 利用者宅を訪問し、利用者に面接して経過を把握し記録します。
- ② 居宅サービス計画の目標に沿って介護サービスが提供されるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ③ 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応を行います。

#### (施設入所への支援)

第6条 事業者は、利用者が介護保険施設への入所または入院を希望した場合、利用者および家族に対し、介護保険施設の紹介その他の支援をします。

#### (居宅サービス計画の変更)

第7条 利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画を変更します。

#### (給付管理)

第8条 事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、三重県国民健康保険団体連合会に提出します。

#### (要介護認定の申請に係る援助)

第9条 事業者は、利用者が要介護認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。

2 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定の申請を利用者に代わっ

て行います。

#### (居宅介護支援サービス提供の記録)

第10条 事業者は、指定居宅介護支援の提供および第5条第1項の内容に関する記録を作成することとし、この契約終了後2年間保管します。

2 利用者は、事業者の営業時間内（8：30～17：30）にその事業所にて、当該利用者に関する前項のサービス提供記録を閲覧し、その複写物の交付を受けることができます。

3 第13条から14条の規定により、利用者または事業者がこの契約の解約を文書で通知し、かつ、利用者が希望した場合、事業者は、直近の居宅サービス計画およびその実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付します。

#### (利用料等)

第11条 事業者が提供する居宅介護支援に対する利用料等は、別紙「重要事項説明書」のとおりです。

#### (利用料等の変更)

第12条 事業者は、利用者に対して、30日前までに文書で通知することにより、利用料等の変更を申し入れることができます。

2 利用者が利用料等の変更を承諾する場合、「変更契約書」を作成し、お互いに取り交わします。

3 利用者は、利用料等の変更を承諾しない場合、事業者に対して、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

#### (利用者からの契約の解約)

第13条 利用者は、事業者に対して、7日間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が7日間以内の通知でもこの契約を解約することができます。

2 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。

- ① 事業者が、正当な理由なく居宅介護支援サービスを提供しない場合
- ② 事業者が、守秘義務に反した場合
- ③ 事業者や介護支援専門員が、利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

④ 事業者が、三重県知事より指定を取り消された場合

(事業者からの契約の解約)

第14条 事業者はやむを得ない事情がある場合は、利用者に対して、30日間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。

- ① 利用者の利用料等の支払いが、2か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、滞納金全額の支払いがない場合
- ② 利用者が、病院または診療所に入院し、明らかに3か月以内に退院できる見込みがない場合、または入院後3か月経過しても退院できないことが明らかになった場合
- ③ 利用者またはその家族が、事業者や介護支援専門員に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合

(契約の終了)

第15条 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が、介護保険施設に入所した場合
- ② 利用者が、死亡した場合

(解約料)

第16条 利用者が、事業者に対し解約の終了を申し出た場合の解約料は、別紙「重要事項説明書」のとおりです。

(秘密保持)

第17条 事業者および介護支援専門員は、居宅介護支援サービスの提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密および個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし、次の各号についての情報提供については、事業者があらかじめ利用者およびその家族の文書による同意を得て行うこととします。なお、この守秘義務は契約終了後も同様です。

- ① 介護保険サービス利用のための市町村または居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者もしくは利用者が受診している医療機関への情報提供
  - ② 匿名等本人を特定できない方法により行われる、介護サービスの質の向上に役立つための学会または研究会等での事例研究発表
- 2 事業者は、事業者の使用する者が退職後においても、在職中に業務上知り

得た利用者またはその家族に関する秘密または個人情報漏らすことのないよう必要な措置を講じます。

#### (賠償責任)

第18条 事業者は、居宅介護支援サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、その損害を賠償します。ただし、事業者に故意・過失が認められない場合は、この限りではありません。なお、次の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- ① 利用者が、契約締結時にその心身の状況および病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことが唯一の原因と判断される状況で損害が発生した場合
- ② 利用者の急激な体調の変化や不慮の事故等、事業者の実施したサービスによらない事由が唯一の原因と判断される状況で損害が発生した場合
- ③ 利用者が、事業者もしくは介護支援専門員の依頼に反して行った行為が唯一の原因と判断される状況で損害が発生した場合

2 当事業所は、万が一の事故の発生に備えて、「介護保険・社会福祉事業者総合保険」に加入しています。

#### (緊急時の対応)

第19条 事業者は、介護支援専門員が面接等利用者と接しているときに、利用者の病状の急変等が生じた場合、その他必要な場合は、まず家族に連絡し、家族と共同して主治医に連絡を取る等必要な措置を講じます。

#### (身分証携行義務)

第20条 介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者または利用者の家族から提示を求められたときは、身分証を提示します。

#### (苦情対応)

第21条 利用者またはその家族は、提供された居宅介護支援サービスに苦情がある場合、いつでも別紙「重要事項説明書」記載の苦情受付窓口等に苦情を申し立てることができます。

2 利用者またはその家族は、介護保険法令の規定にしたがい、居住地の市町村および三重県国民健康保険団体連合会等の苦情申し立て機関に苦情を申し立てることができます。

3 事業者は、利用者またはその家族が第1項または第2項の苦情申し立てを

行った場合、利用者に対してこれを理由にして何らの差別的取り扱いもいたしません。

4 利用者またはその家族からの苦情申し立てがあったときは、事業者は迅速かつ適切に対処し、その結果を苦情申し立て人に報告するとともに居宅介護支援サービスの向上および改善に努めます。

(代理人)

第22条 利用者は、代理人を選任し、この契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。

2 代理人は、利用者の契約上の義務と責任を負います。

(本契約に定めのない事項)

第23条 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、当事者が誠意をもって協議して定めるものとします。

(裁判管轄)

第24条 この契約に関してやむを得ず訴訟とする必要が生じた場合は、津地方裁判所四日市支部をもって第一審管轄裁判所とすることを、利用者および事業者はあらかじめ合意します。

以上の契約を証するため、本契約書を2通作成し、利用者、事業者が署名捺印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 平成 年 月 日

契約者氏名

事業者

<事業者名> 社会福祉法人 宏育会 よっかいち諧朋苑  
居宅介護支援サービス  
三重県指定：2470200102号

<代表者名> 理事長 山川正和 印

<住所> 三重県四日市市西大鐘町字山添1580番地

利用者

<氏名> 印

<住所>

[代理人]

<氏名> 印

<住所>